

改正

平成12年3月31日条例第25号  
平成12年12月26日条例第44号  
平成14年12月25日条例第37号  
平成15年12月18日条例第28号  
平成23年6月24日条例第13号  
平成25年12月19日条例第59号  
平成30年12月21日条例第26号  
令和元年12月25日条例第23号

松原市水道事業給水条例

松原市水道事業給水条例（昭和36年条例第9号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、松原市水道事業の給水についての料金、給水装置工事等の費用の負担その他の供給条件等給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- （1）専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの
- （2）共用給水装置 2戸又は2か所以上で共用するもの
- （3）私設消火栓 消防用として使用するもの

2 管理者は、必要があると認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。

第2章 給水装置工事等及びその費用

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置の新設、改造又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第5条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第6条 給水装置工事は、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者及び法第25条の3の2第1項の指定の更新をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、

管理者が必要があると認める給水装置工事については、自ら施行することができる。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により工事を施行する場合において、管理者は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が定める。  
（給水管及び給水用具の指定）

第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 管理者は、第1項に規定する構造及び材質に適合しない給水装置を使用することを理由として、給水契約を拒み、又は給水を停止してはならない。  
（配水管新設等の負担金）

第8条 給水装置工事等の施行に伴い、配水管の新設、移設、増径又は撤去を必要とするときは、負担金を徴収する。

- 2 前項の負担金の額は、管理者が定める。
- 3 第1項の負担金は、配水管の新設、移設、増径又は撤去の工事の申込みの際徴収する。  
（工事費の算出方法）

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
  - (2) 労務費
  - (3) 道路復旧費
  - (4) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
  - 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が定める。  
（工事費の予納）

第10条 管理者に給水装置工事を申し込み、その承認を受けた者は、前条に規定する工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認める工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。  
（給水装置の新設及び増径工事の分担金）

第11条 給水装置の新設及び増径工事の分担金は、次表に定めるところにより算定

した額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た額と、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た額を合計した額（この額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。以下同じ。）を加算した額とし、申込者から徴収する。この場合において、当該増径工事申込者から徴収する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金の差額とする。

メーター口径	分担金
13ミリメートル	80,000円
20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	320,000円
30ミリメートル	550,000円
40ミリメートル	1,000,000円
50ミリメートル	2,000,000円
75ミリメートル	5,260,000円
100ミリメートル	10,930,000円
150ミリメートル以上	管理者が定める額

2 前項の分担金は、給水装置工事の申込みの際徴収する。

3 既納の分担金は、管理者が特に必要があると認めるときを除き、還付しない。  
（給水装置の変更等の工事）

第12条 管理者は、配水管の移設その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、原因者の負担とする。  
（権利義務の承継）

第13条 給水装置の所有権を承継した者は、これに付随する工事費、修繕費等の納付義務も共に承継したものとする。

### 第3章 給水

（給水の原則）

第14条 管理者は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限又は停止してはならない。

2 前項に規定する場合において、給水を制限又は停止しようとするときは、管理者は、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項に規定する場合において、給水の制限又は停止をするときは、それによる損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第18条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置し、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2 前項の規定によりメーターを保管すべき者は、善良な管理者の注意をもって、これを管理しなければならない。

3 第1項の規定によりメーターを保管すべき者が、前項に規定する管理義務を怠ったためにこれを亡失又はき損したときは、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習のために私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。
- (5) 共用給水装置の使用戸数又は使用箇所数に変動があったとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほかは、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認められるときは、管理者又は指定給水装置工事業者に直ちに修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。

2 前項の規定により指定給水装置工事業者が行う修繕その他必要な処置の範囲は、管理者が定める。

3 管理者が必要があると認めるときは、第1項に規定する請求がなくても、修繕その他必要な処置をすることができる。

4 第1項及び前項の修繕その他必要な処置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等がその責めを負うものとする。

(家族等の行為に対する責任)

第23条 水道の利用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金及びメーター使用料（以下これらを「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 1月につき、次表に定めるところにより算定した額に消費税等相当額を加算した額を料金として徴収する。

##### (1) 水道料金

用途	種別	基本水量	基本料金	超過料金（1立方メートルについて）
1 一般用	専用	1戸につき使用水量6立方メートルまで	660円	6立方メートルを超え8立方メートルまでの分 38円
	共用			8立方メートルを超え20立方メートルまでの分 167円
				20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 218円
				30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 271円
				50立方メートルを超え100立方メートル

				までの分 310円 100立方メートルを超える分 361円
2	浴場用	使用水量 100立方メ ートルま で	6,500円	100立方メートルを超える分 80円
3	特殊用	使用水量 30立方メ ートルま で	14,400円	30立方メートルを超える分 680円

(2) メーター使用料

メーター口径	使用料
13ミリメートル	49円
20ミリメートル	100円
25ミリメートル	129円
30ミリメートル	349円
40ミリメートル	349円
50ミリメートル	2,500円
75ミリメートル	3,300円
100ミリメートル	4,200円
150ミリメートル以上	管理者が定める額

2 前項第1号の用途の適用基準については、管理者が定める。

3 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、消火栓1個につき1回2,000円に消費税等相当額を加算した額とし、1回の使用時間は、5分以内とする。

4 市外に分水するときの料金は、管理者が定める。

(料金の算定及び徴収)

第27条 料金は、毎月定例日(料金算定基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)にメーターの計量を行い、その日の属する月分として算定し、徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを2月以上一括して行うことができるものとし、この場合における使用水量は、各月均等とみなす。

2 水道の使用をやめたとき又は給水を停止したときは、その都度料金を算定し、徴収する。

(使用水量及び用途の認定)

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターの故障その他の理由により、使用水量が不明であるとき。

(2) 料金の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。

(3) 共用給水装置により水道を使用するとき。

2 前項第3号における共用給水装置の使用水量は、各戸又は各箇所均等とみなす。

(納付料金の過不足の取扱い)

第29条 料金納付額に過不足があるときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 料金算定の基準となる月の中途において、水道の使用を開始し、若しくは使用をやめたとき又は給水を停止したときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用日数が15日以内で使用水量が基本水量の2分の1以下のとき。基本料金の2分の1に相当する額

(2) 使用日数が15日を超えるとき又は使用日数が15日以内で使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき。1月分とみなして算定した額

2 料金算定の基準となる月の中途において、用途又はメーターの口径に変更があったときの料金は、基準となる月の日数の2分の1を超えるものに係る用途又はメーターの口径によって算定する。この場合において、使用日数が月の日数の2分の1に等しいときは、変更後の用途又はメーターの口径によって算定する。

(料金の前納)

第31条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者又は管理者が必要と認める者については、水道の使用の申込みの際、管理者の定める概算料金を前納しなければならない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、取扱金融機関による口座振替又は納入通知書に基づく払込みの方法により、1月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、2月以上一括して徴収することができる。

(手数料)

第33条 手数料は、次の各号の区分により徴収する。

(1) 設計手数料 1件について 2,000円

(2) 設計審査手数料 1件について 2,000円

(3) 工事検査手数料 1件について 3,000円

(4) 指定給水装置工事事業者指定手数料(更新を含む。) 1件について 5,000円

(5) 指定給水装置工事事業者指定証交付手数料(更新を含む。) 1件について 1,000円

(6) 証明交付手数料 1件について 100円

2 前項の手数料は、申込みの際徴収するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

## 第5章 管理

### (給水装置の検査等)

第35条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な処置を指示することができる。

2 水道使用者等が前項の処置をしないときは、管理者が代わってこれを行うことができる。

3 前項の処置に要した費用は、水道使用者等から徴収する。

### (給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

### (給水の停止)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が第9条の工事費、第22条第4項の修繕費、第26条の料金又は第33条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道使用者等が、正当な理由がなく、第27条のメーターの計量又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

### (給水装置の切離し)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を配水管から切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が60日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来においても使用の見込みがないと認めるとき。

### (過料)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第4条の承認を受けずに、給水装置を新設、改造又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく第18条第2項のメーターの設置、第27条のメーターの計量、第35条の検査又は第37条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第26条の料金又は第33条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者



(料金を免れた者に対する過料)

第40条 詐欺その他不正の行為によって第26条の料金又は第33条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

## 第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第41条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

(施行の細目)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の松原市水道事業給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(松原市下水道条例の一部改正)

3 松原市下水道条例(昭和46年条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成12年条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第44号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年条例第37号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る分担金について適用し、同日前までの申込みに係る分担金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第26条第1項及び第3項の規定は、施行日以後の使用水量に係る料金について適用し、同日前までの使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、施行日以後に徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用水量の算定期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、日割りにより算定する。

附 則（平成23年条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第26条第1項の規定は、施行日以後の使用水量に係る料金について適用し、施行日前までの使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日以後に徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用水量の算定期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、日割りにより算定する。

附 則（平成25年12月19日条例第59号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第26号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（松原市行政手続条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 19 この条例の施行日前に附則第3項の規定による改正前の松原市行政手続条例、附則第4項の規定による改正前の松原市情報公開条例、附則第5項の規定による改正前の松原市個人情報保護条例、附則第12項の規定による改正前の松原市下水道条例、附則第14項の規定による改正前の都市計画下水道事業受益者負担に関する条例又は附則第17項の規定による改正前の松原市水道事業給水条例の規定により、水道事業管理者が行った処分その他の行為又は水道事業管理者に対しなされた申請その他の行為は、この条例による改正後の松原市行政手続条例、松原市情報公開条例、松原市個人情報保護条例、松原市下水道条例、都市計画下水道事業受益者負担に関する条例又は松原市水道事業給水条例の規定により、上下水道事業の管理者の権限を行う市長が行った処分その他の行為又は当該市長に対しなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和元年12月25日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 令和2年4月1日（以下「施行日」という。）前にあった給水装置工事の新設申込に係る手数料については、改正前の松原市水道事業給水条例第33条第1項第1号の規定は、施行日以後もなお効力を有する。